

# 労働者の健康確保と 健康保持増進のために

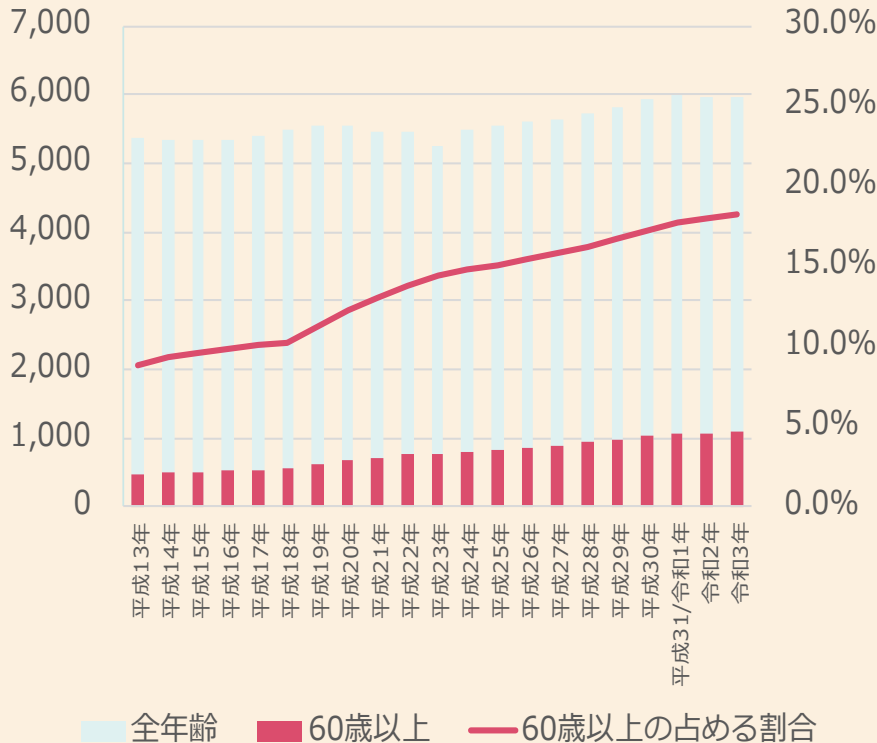
「労働者の心身の健康確保のための総合的対策」

愛知労働局労働基準部健康課

# 労働災害発生率（死傷年千人率）が高い60歳以上の高齢労働者が増加

## 雇用者

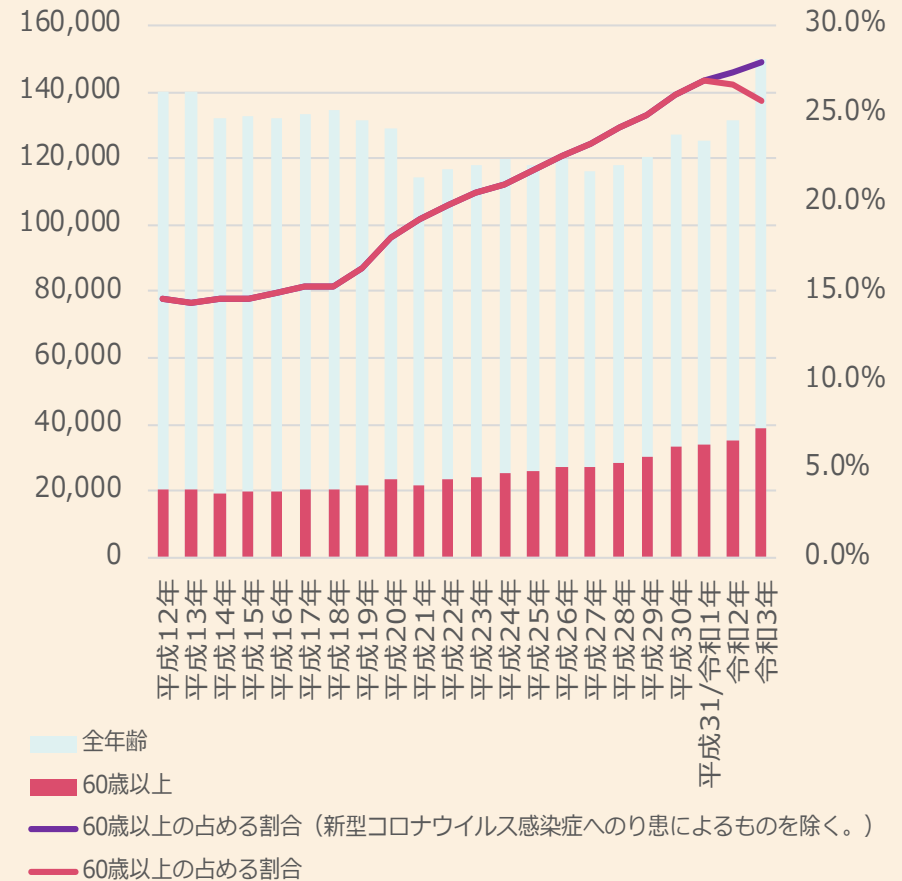
### 全年齢のうち60歳以上の占める割合



資料出所：労働力調査（総務省）における年齢別雇用者数（役員を含む。）  
 ※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

## 労働災害による死傷者数

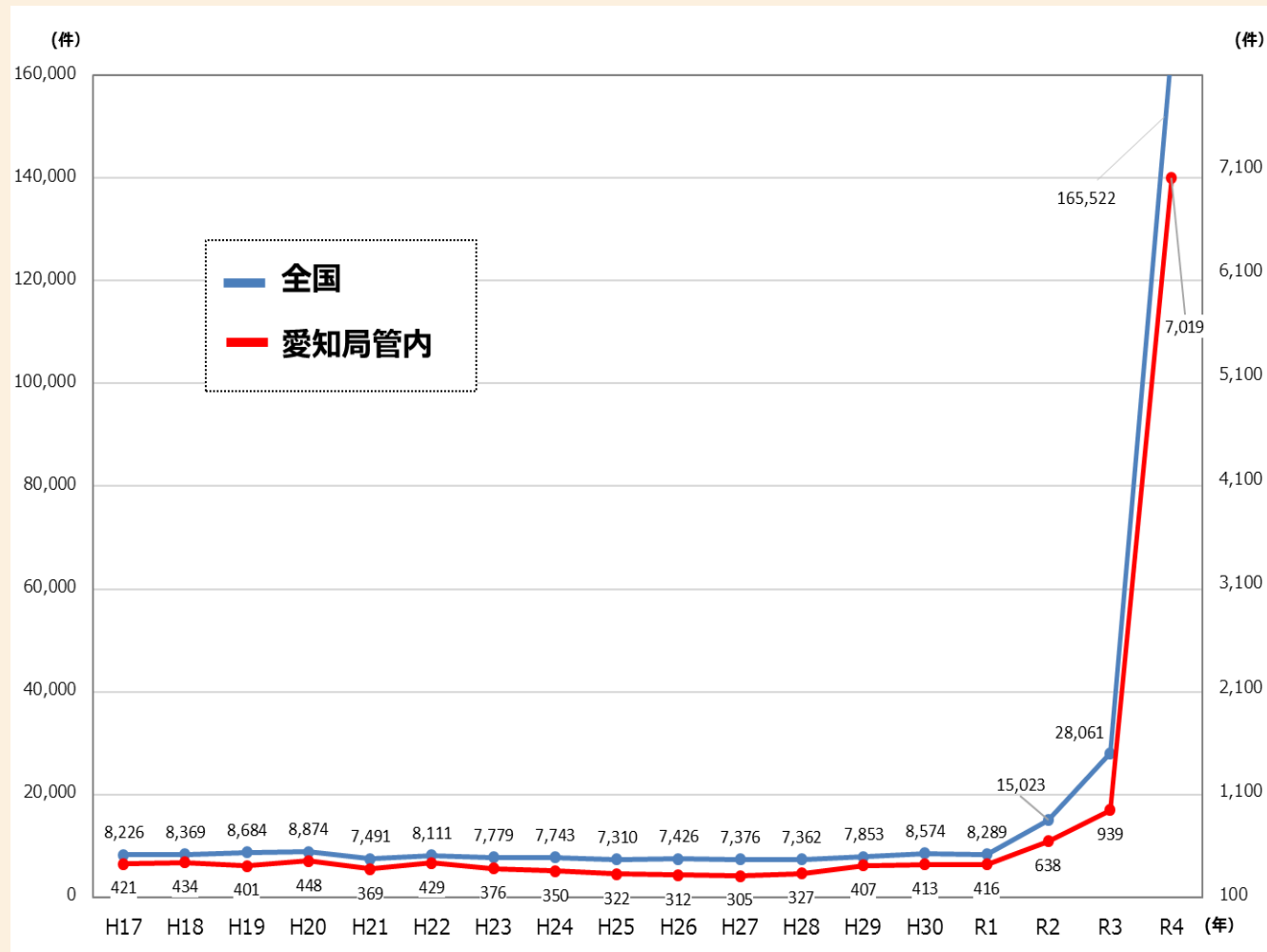
### 全年齢に占める60歳以上の占める割合



資料出所：労働者死傷病報告

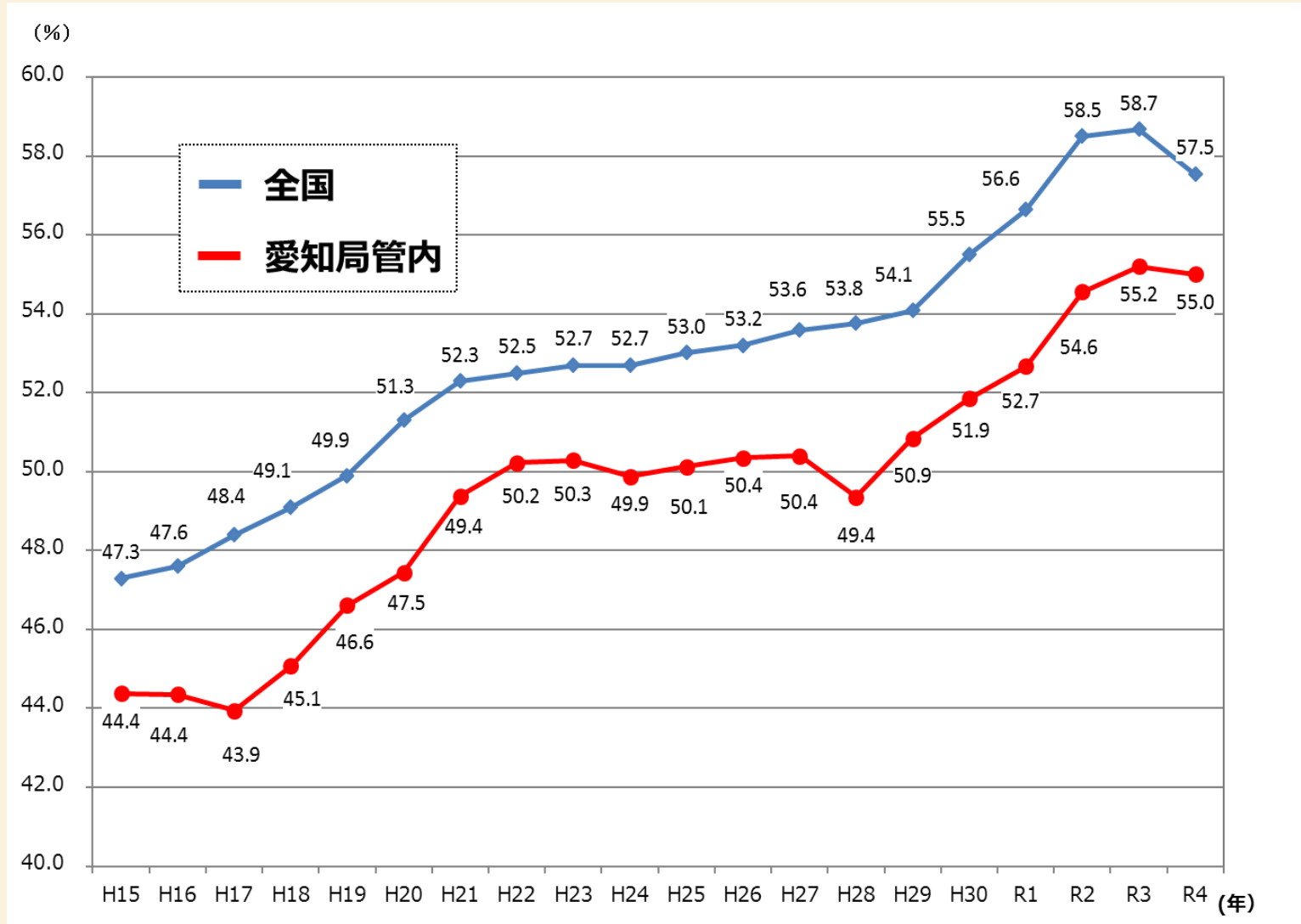
●「エイジフレンドリーガイドライン(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)」に基づいた職場環境の改善等の取組を進めている

# 令和4年 愛知局管内における業務上疾病件数（休業4日以上）



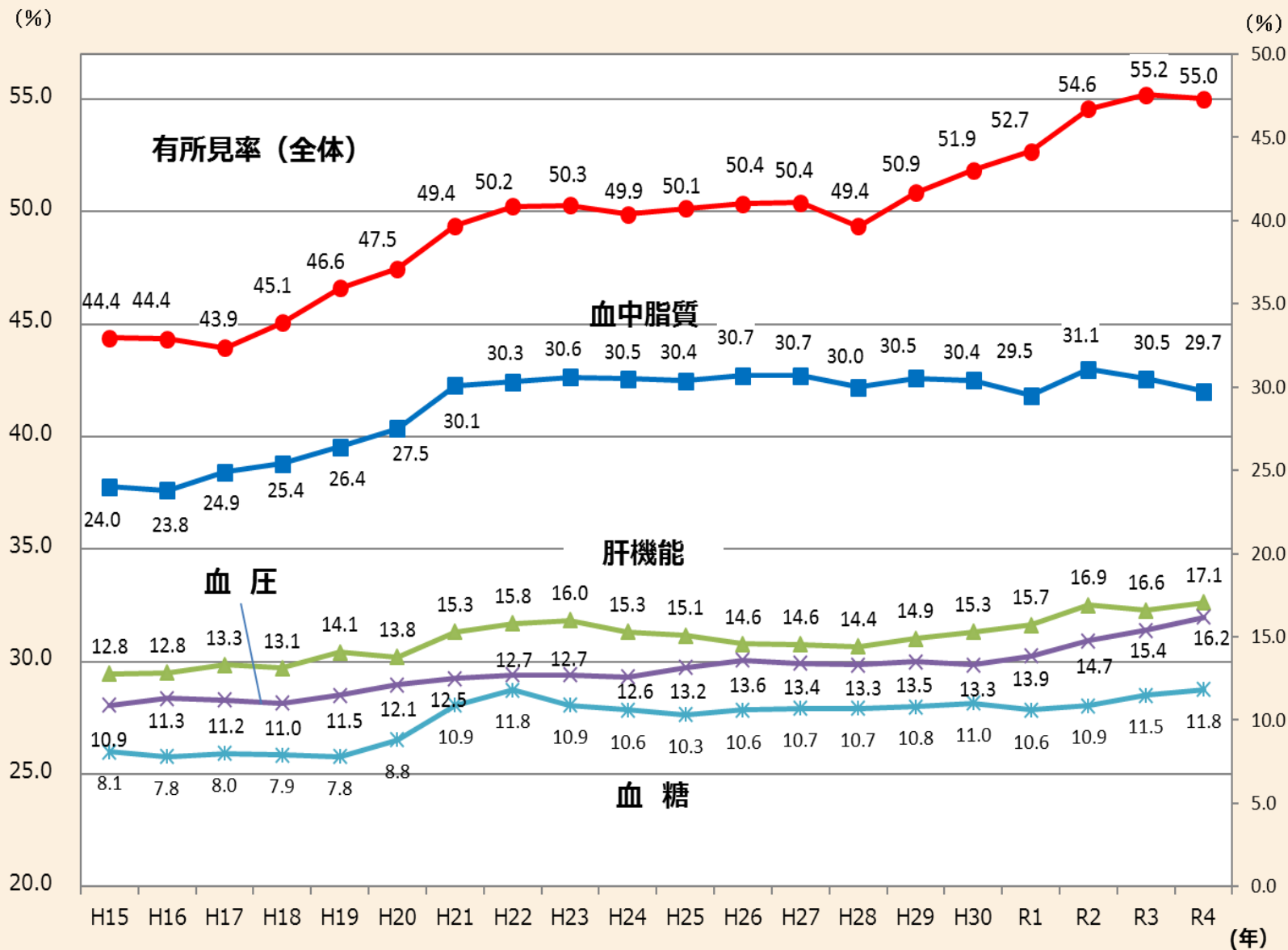
労働災害による死傷者数(休業4日以上)	14,136人
うち労働災害による疾病数(腰痛、熱中症など)	7,019人
うち新型コロナ感染症による疾病数	6,547人

# 定期健康診断有所見率の状況（令和4年）



\* 全受診者の半数を超える者が何らかの異常の所見を認められたとする状況が続いている

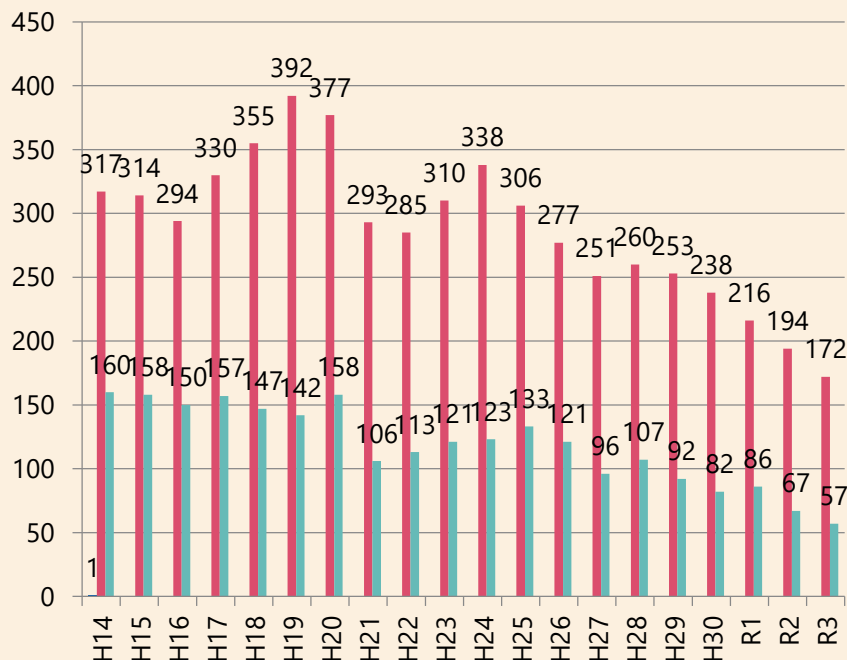
# 愛知局管内の定期健康診断有所見率（健診項目別）



# 全国の労災補償状況（脳・心臓疾患、精神障害）

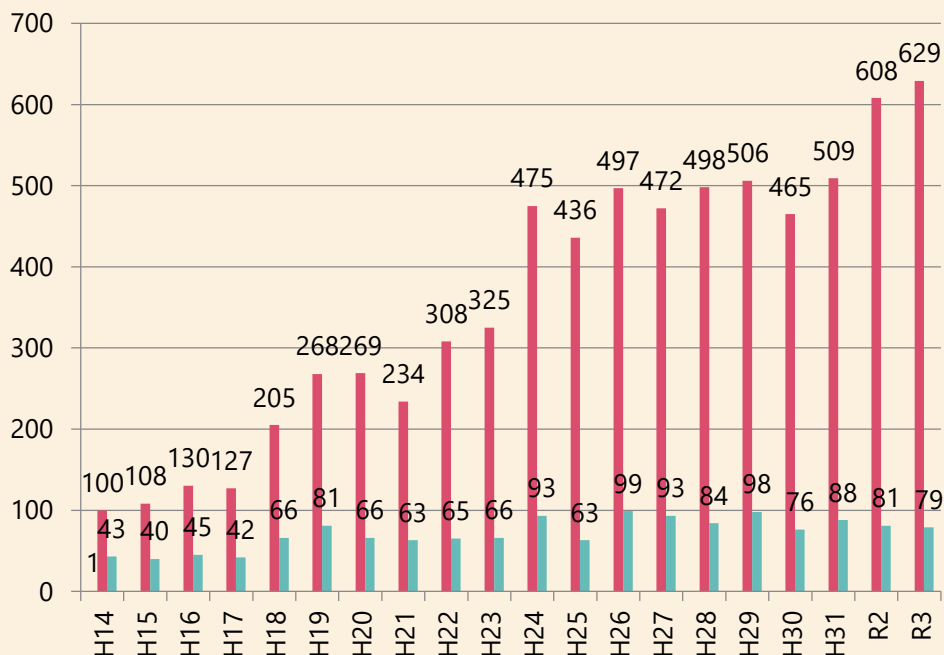
## 脳・心臓疾患の労災補償状況

■ 認定件数 ■ 認定のうち死亡



## 精神障害等の労災補償状況

■ 認定件数 ■ うち自殺



注：自殺には未遂を含む  
 (出典：脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況)

労働者の健康確保と健康保持増進のために

労働者の  
心身の  
健康確保  
のための

# 総合的対策

- 法令に基づく健康確保措置及び健康保持増進措置等の目的について理解を深め、相互連携による労働者の健康確保推進を図る施策です。
- 令和4年3月策定。愛知労働局「第14次労働災害防止推進計画」の重点事項に掲げています。



# 第14次労働災害防止推進計画



## 「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用

### 重篤な労働災害の防止

リスクアセスメントの普及促進

製造業

はさまれ・巻き込まれ災害防止等

建設業

墜落・転落災害防止

第三次産業

+ Safe  
協議会等の運用

アウトプット指標

● 残留リスク情報入手率 70%以上

● フロントローディング実施率 80%以上

### 総合的な健康対策

労働者の心身の健康確保

化学物質及び粉じん対策

石綿対策

● 年次有給休暇の取得率 70%以上

● 化学物質RA実施率 80%以上

● 「安全経営あいち賛同事業場」 1000事業場以上

アウトカム指標

● 製造業死亡災害 6人を下回る  
● 建設業死亡災害 5人を下回る

● 工業中毒による死傷災害 7人を下回る  
● 定期健康診断有所見率 上昇率0%以下とする

● 死亡災害 早期に、25人を下回る  
● 死傷災害 増加傾向に歯止めをかけ、死傷年千人率を減少に転ずる

### 計画のねらい

- 自律的でポジティブな安全衛生管理を促進
- 働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-being）を実現

- (1) 計画が目指す社会 **自律的でポジティブな安全衛生管理**を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会の**ウェルビーイング（Well-being）**を実現する
- (2) 計画期間 **2023年度から2027年度**までの5か年を計画期間とする



# 労働者の心身の健康確保のための総合的対策

## 基本的考え方

- 労働者の生涯において職業生活の占める割合は非常に高いことから、事業主は労働者に対し、仕事を原因とする健康障害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、健康保持増進措置に努める必要があります。
- 各種の措置を単発的でなく相互連携させ、総合的に推進することが重要です。
- 「**リスクを踏まえた健康確保措置**」と「**健康保持増進措置**」を総合的に推進し、**労働者の心身の健康確保**を目指しましょう。

## 対策

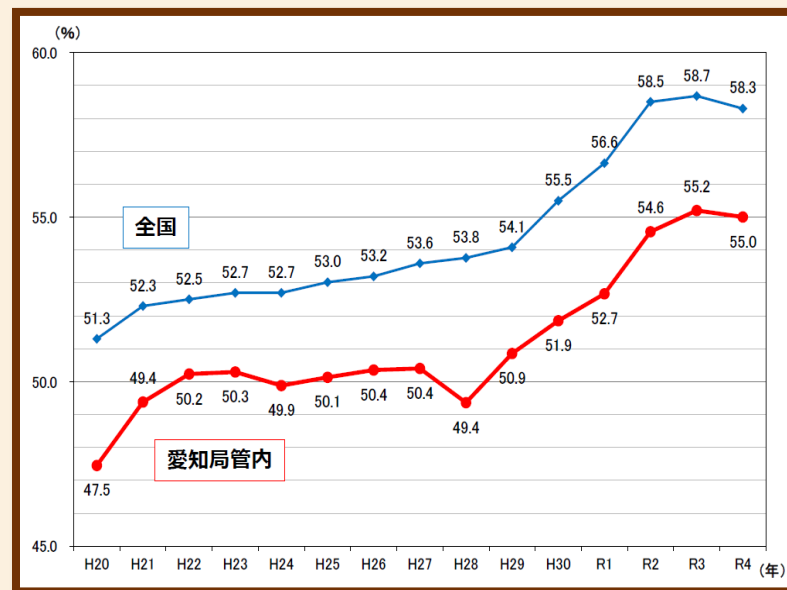
### リスクを踏まえた健康確保措置の実施

- **健康診断、長時間労働面接指導、ストレスチェック等**は、いずれも労働者の健康障害リスクの要因を把握するための機会（主に義務）です。
- 受診・受検した労働者に係る結果情報が一元的に管理等されていない状況が散見されます。
- 結果情報を**労働者ごとに一元管理し、総合的に評価**することで、適切な事後措置につなげましょう。

### 健康保持増進措置及び労働者全体の健康水準向上に向けた取組

- **健康保持増進措置**（THP指針、メンタルヘルス指針に基づく取組など）は、**事業者の努力義務**です。
- 多様で柔軟な働き方（治療と仕事の両立支援、テレワーク導入、副業・兼業の促進、高齢労働者対策など）を推進することは、人材確保や生産性向上の実現に繋がります。
- 義務と努力義務の優先順位を認識の上、**労働者全体の健康水準向上**に係る動機付けを行い、総合的な推進を図りましょう。

労働者の心身の健康確保へ



- 高齢化社会の進展等の中、労働者の健康確保は益々重要な課題に
- 健全な労働力の確保は、人手不足や業務効率の向上につながる
- 労働者の心身の健康確保は、企業の経営課題

# 健康診断とその後の措置の位置付け

①

健康診断実施



**義務**

安衛法 第66条(健康診断)

②

異常があった方について  
医師から意見を聴く



**義務**

安衛法 第66条の4 (医師等からの意見聴取)

③

必要な場合に労働時間の短縮や  
配置転換などの措置を講ずる



**義務**

安衛法 第66条の5 (健康診断実施後の措置)

④

本人の行動変容を促す



**努力義務**

安衛法 第66条の7 (保健指導等)

# 医師等からの意見聴取の内容

## 法令等で求めている事項

- ① 「通常勤務」・「就業制限」・「要休業」の**3つの区分**で意見を聴く。
- ② 「就業制限」の場合は、労働時間の短縮や、配置転換など、**勤務の制限内容等**について意見を聴く。

## よくみられる意見聴取の内容

- ① 日常生活面の指導が書かれている。
- ② 「経過観察」などと書かれている。

いずれも就業制限の  
要否の意見がない

- 健康診断は、実施だけが目的ではない → 健康障害リスクの要因を把握する機会
- リスクに応じた対応を取る → 必要な場合には就業制限、その上で保健指導
- 医師からの意見聴取は、目的を踏まえて

# リスクを踏まえた健康確保措置 課題 ①

## 1 事後措置等への希薄な意識

- 健康診断等の実施のみで義務を果たしたと考えている場合がある
- 衛生委員会で調査審議されていない場合がある

## 2 事後措置等と保健指導等の混同

### 事後措置等（義務）

安衛法66条の5、66条の8⑤、  
66条の10⑥

- 就業場所の変更、作業転換、労働時間短縮など就業制限等を行う

### 保健指導等（努力義務）

（安衛法第66条の7）

- 日常生活面での指導  
（食生活や生活習慣の改善指導等）
- 再検査・精密検査の受診勧奨等



- 再検査・精密検査

単に受診を促すだけでなく、検査結果を意見を聴く医師等に提出するよう働きかけ、就業上の措置の適切な決定に資する

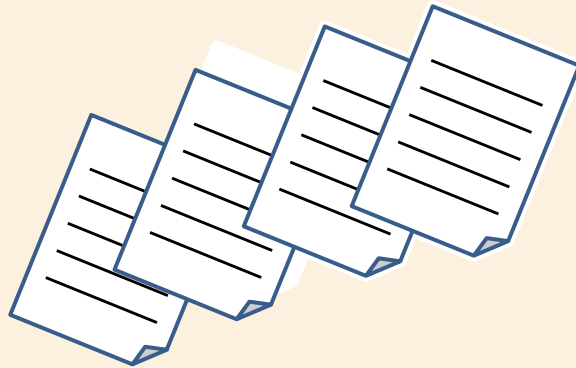
# リスクを踏まえた健康確保措置 課題 ②

## 3 一元的な管理、総合的な評価の視点の不足

- 事後措置等を適切に行うためには、医師等からの意見聴取の際に、できる限り詳しい情報を提供する（労働安全衛生規則 5 1 条の 2）

医師等に提供すべき情報

- 作業環境
- 労働時間
- 労働密度
- 深夜業の回数・時間数
- 作業態様
- 作業負荷の状況
- 過去の情報等
  - ・ 健診結果等情報
  - ・ 長時間労働面接指導等の結果情報
  - ・ ストレスチェック面接指導等の結果情報
  - ・ 労働者から同意を得て提出されたストレスチェック結果情報
- 職場巡視の機会
- 労働者との面接の機会
- 二次健康診断の結果等
- 再検査・精密検査の結果等



制度が別 → 管理も別  
としている場合が多い



各情報を労働者ごとに  
**一元的に管理**しておく

# 推進体制についての課題

## 1 総合対策の推進にあたって

- **事業者**による**基本方針の表明**
- **衛生委員会**等で、規定や実施計画の作成、対策の樹立等について**調査審議**
- **労働時間等設定改善委員会**で、労働者の健康に配慮した労働時間設定等の**調査審議**

### 労働安全衛生規則

- **第22条** (衛生委員会の付議事項) 【抜粋】
  - 1 衛生に関する規程の作成に関すること。  
(健康診断の実施に関する規定等が含まれる)
  - 7 定期健康診断 (中略) の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
  - 8 労働者の健康の保持増進措置の実施計画の作成に関すること。
  - 9 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
  - 10 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。

## 2 関係者 (健康管理部門・人事労務管理部門) 間の連携

- 労働時間管理や就業上の措置の実施は人事労務管理部門の役割  
産業保健スタッフだけでなく、健康管理部門と人事労務管理部門の連携が必要

# リスクを踏まえた健康確保措置

## 健康診断結果に基づく措置等の概要

### 健康診断結果

異常なし

要医療等

要再検査、精密検査

健康診断

長時間労働者  
に対する医師  
による面接指導

ストレスチェック等

### 医師等からの意見聴取

#### 通常勤務

通常の勤務  
でよいもの

#### 就業制限

勤務に制限を加える  
必要のあるもの

勤務による負荷を軽減するため、

- 労働時間の短縮
- 出張の制限
- 時間外労働の制限
- 労働負荷の制限
- 作業の転換
- 就業場所の変更
- 深夜業の回数の減少
- 昼間勤務への転換

等の措置を講じる

#### 要休業

勤務を休む必要  
のあるもの

療養のため、休暇、  
休職等により一定  
期間勤務させない  
措置を講じる

### 就業上の措置

## 共通の目的を有する制度

- 健康障害リスクを**把握**する
- 健康障害リスクの認められた労働者に適切な**事後措置等**（就業制限等）を行い、労働者の**健康を保持する**
- 3つともほぼ同様の手順、内容で事後措置等について定められている  
→ 総合的に評価すべき

# 健康保持増進措置

## 労働安全衛生法

- **第69条 第1項**（健康教育等）

事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他**労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずる**ように努めなければならない。

- **第70条の2 第1項**（健康の保持増進のための指針の公表等）

厚生労働大臣は、第69条第1項の事業者が講ずべき健康の保持増進のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な**指針を公表**するものとする。

- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（T H P 指針）

- 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（メンタルヘルス指針）

\* 指針ではないが「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」

多様で柔軟な働き方を認める下記の取組も、労働者全体の健康水準向上に寄与するものとしてリーフレットに含めた。

- 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」

- 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」

- 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」

（エイジフレンドリーガイドライン）

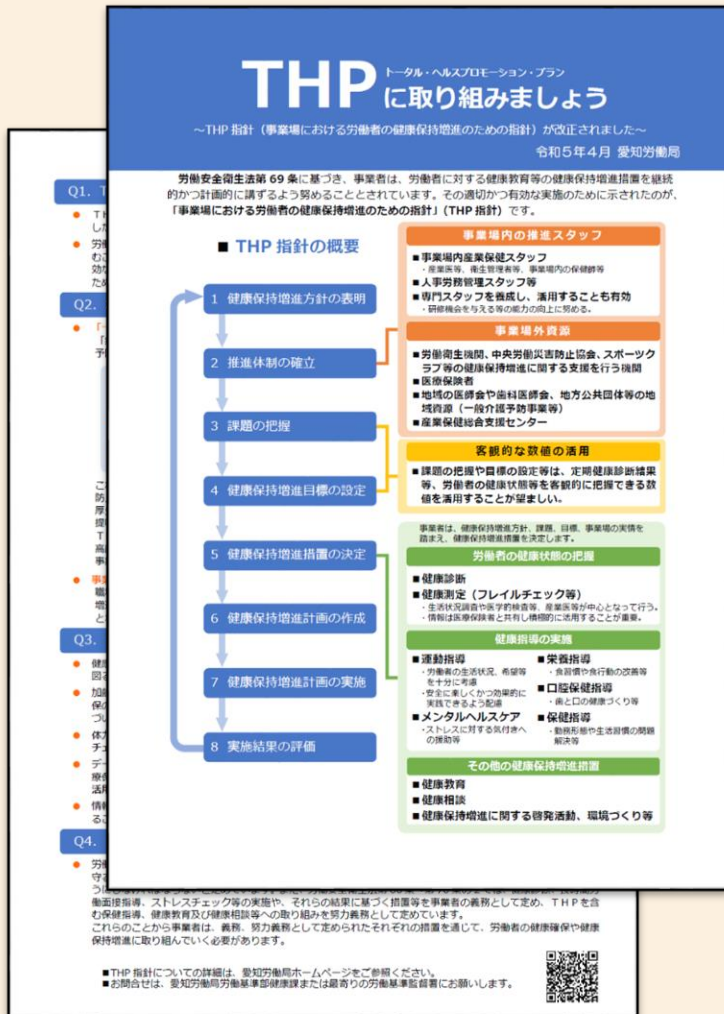


THPとは、「心とからだの健康づくり」をスローガンとする、働く人を対象とした健康保持増進措置。



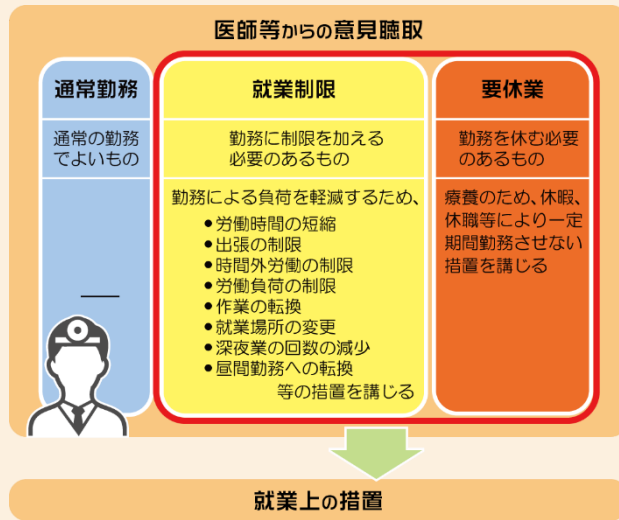
## 主な改正点

- フレイルやロコモティブシンドロームの予防に取り組むことが重要であること
- エイジフレンドリーガイドラインに基づく対応が重要であること
- 筋力や認知機能等の低下に伴う転倒等の労働災害を防止するため、体力の状況を客観的に把握することが考えられること
- コラボヘルスの推進に積極的に取り組む必要があること
- 労働者の健康状態等が把握できる客観的な数値等のデータを、医療保険者と連携して事業場内外の複数の集団間のデータと比較し活用することが重要であること
- 健康保持増進措置に関する記録を電磁的な方法で保存・管理させることが適切であること



# 健康保持増進措置 課題と取組

## 1 リスクを踏まえた健康確保措置と健康保持増進措置の優先順位

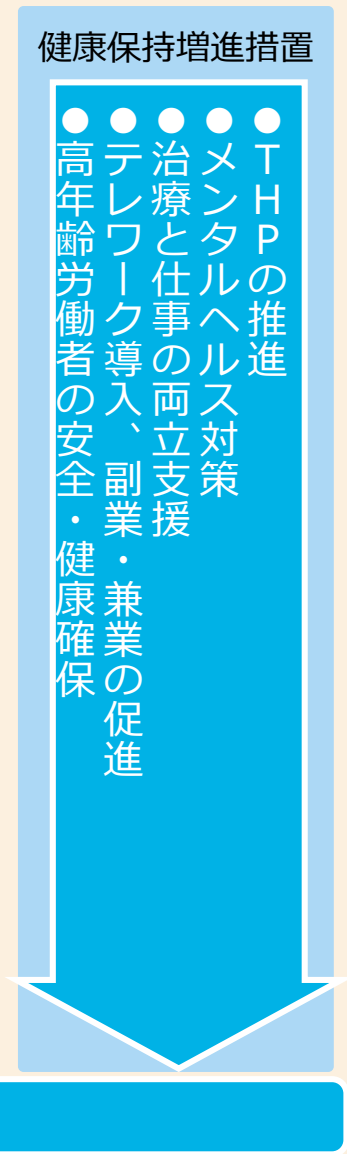
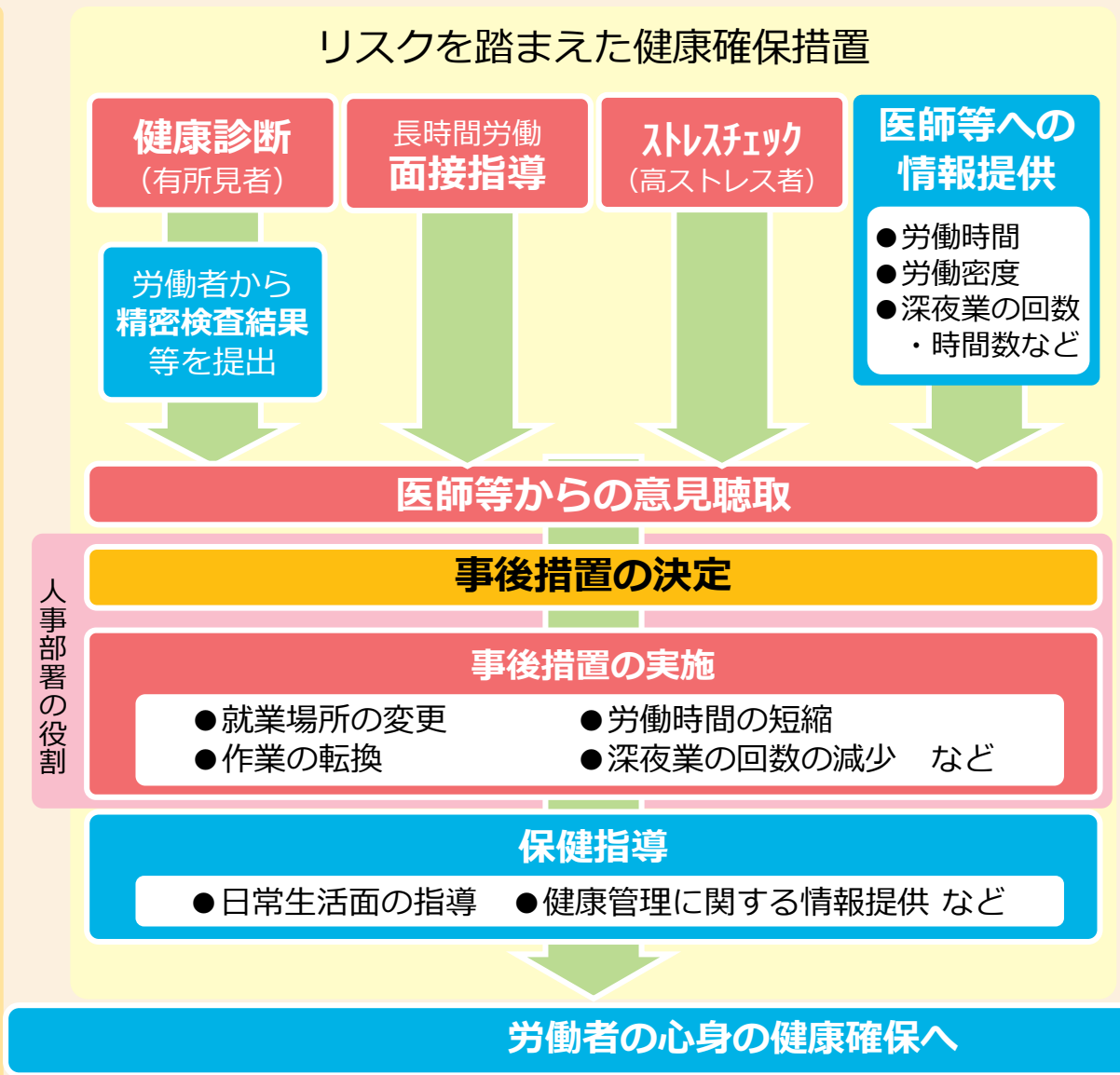


## 2 多様で柔軟な働き方を認める取組についての認識

- 治療と仕事の両立支援、テレワークの導入、副業・兼業の促進、高年齢労働者対策等、多様で柔軟な働き方を認める取組
- 就業機会の拡大・継続的な人材確保・生産性の向上等
- 労働者全体の健康水準向上にも寄与する

# 「リスクを踏まえた健康確保措置」と「健康保持増進措置」の関係

● ●  
 健診、面接指導、ストレスチェックの実施後の措置はほぼ同じ  
 総合的に評価することで、適切な推進を



● ●  
 リスクを踏まえた健康確保措置と健康保持増進措置を総合的に推進  
 マイナスをゼロにする取組から、ポジティブな取組へ

■ 義務    ■ 努力義務    ■ 判断が介在する事項    として表現

# 産保センターの 主たる事業内容

- ①産業医、保健師、衛生  
管理者等を対象とした  
セミナー、情報提供
- ②50人未満の事業場  
(営業所)への産業医支援
- ③メンタルヘルス対策の  
普及促進
- ④治療と仕事の両立支援

働く人の  
こころとからだの  
健康をサポートします！

ご利用は無料です

独立行政法人  
労働者健康安全機構

愛知産業保健  
総合支援センター

ご案内

厚生労働省所管の法人で、働く人の健康管理のための公的な機関です。  
健康で元気に働ける職場づくりをお手伝いします。  
産業保健総合支援センター(さんぼセンター)は「産業保健スタッフ向け」に、  
地域産業保健センター(地さんぼ)は「小規模事業場向け」に、  
様々なサービスを提供しています。



**健康相談・面接指導 利用申込書** (R 年 月 日)

【お申込先】 \_\_\_\_\_ 地域産業保健センター  
 \*お申込事業場を担当するセンター

事業場	フリガナ 事業場名			
	所在地	〒 -		
	労働者数	(男: 人)	(女: 人)	(計: 人)
	事業内容			
	代表者	職名: _____	氏名: _____	
	担当者	職名: _____	氏名: _____	電話番号: _____
本社・親企業の情報	企業名			
	労働者数	( 人)		
	産業医数	( 人)		
	うち 総括産業医	( 有・無 )		
相談内容 (希望するものに○)	1 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談等 (対象者 名)			
	2 健康診断の結果についての医師の意見聴取 (対象者 名)			
	3 長時間労働者に対する面接指導 (対象者 名)			
	4 高ストレス者に対する面接指導 (対象者 名)			
	5 その他( ) (対象者 名)			
事業場訪問	1 希望する	2 希望しない		
その他連絡事項等	労働基準監督署の文書指導【有・無 (R 年 月 日)】			

※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場や子会社等の場合、当該企業又は親企業の情報をご記入ください。  
 なお、本事業は企業規模で定時50人未満の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業  
 の小規模事業場は支援対象外といたします。(平成31年度から適用)  
 ※ 「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に  
 指導を行う産業医のことを指します。  
 ※ 労働者の健康管理に係る相談等とは、「脳・心臓疾患リスク者保健指導」「メンタルヘルス不調者相談・指  
 導」「ストレスチェック相談・指導」「その他の健康相談」です。  
 ※ 副業・兼業労働者(2つ以上の事業場に雇用されている人で、いずれも「常時使用する労働者」となっていない  
 人)の相談は、専用の申込書を使用してください。

**\*下記事項をご確認いただき、チェックをお願いします。**

1 事業場は50人未満です。	チェック欄 はい いいえ
2 当社に総括産業医は居ません。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5 保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている又は保健指導結果の 取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を 取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

**50人未満の事業場  
 (営業所)への支援  
 \*産業医選任義務なし**

- 有所見者の  
 医師意見聴取
  - 長時間労働者の  
 医師面接指導
  - 高ストレス者の  
 医師面接指導
- ※各地域窓口へ**

# イベントのご案内

## 緑十字展2023 in 名古屋

【同時開催】第82回 全国産業安全衛生大会in名古屋

日時：9月27日～29日

会場：ポートメッセなごや



## 産業保健 フォーラム in あいち 2023

日時：11月2日（木）

13：30から15：30まで

会場：ウインクあいち 5階小ホール

（名古屋市中村区名駅4丁目4-38）

※YouTubeによるライブ配信も併せて行います。



## 安全経営あいち 推進大会2023

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

つながり  
第2話 出会

日時：2024年1月23日（火）

13：30から16：00まで

会場：日本特殊陶業市民会館  
フォレストホール

（名古屋市中区金山一丁目5番1号）

参加費：無料